

地域手当に関する規則及び調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 4 月 25 日

岩手県人事委員会

委員長 及川 卓美

岩手県人事委員会規則第 22 号

地域手当に関する規則及び調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(地域手当に関する規則の一部改正)

第1条 地域手当に関する規則（昭和 43 年岩手県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給地域) 第2条 給与条例第28条の2 第1項及び給与等条例第23条の2 第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、大阪市、さいたま市、名古屋市、豊田市、千葉市、福岡市、仙台市及び札幌市に属する地域とする。	(支給地域) 第2条 給与条例第28条の2 第1項及び給与等条例第23条の2 第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、大阪市、さいたま市、 <u>府中市</u> 、名古屋市、豊田市、千葉市、福岡市、仙台市及び札幌市に属する地域とする。
(支給区分) 第3条 給与条例第28条の2 第2項各号及び給与等条例第23条の2 第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 3級地 さいたま市、名古屋市及び豊田市に属する地域 (4)～(6) [略]	(支給区分) 第3条 給与条例第28条の2 第2項各号及び給与等条例第23条の2 第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 3級地 さいたま市、 <u>府中市</u> 、名古屋市及び豊田市に属する地域 (4)～(6) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(調整手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 調整手当に関する規則の一部を改正する規則（平成 18 年岩手県人事委員会規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 平成22年3月31日までの間における一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第28条の2 第2項各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）第23条の2 第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) 名古屋市に属する地域 100分の12 (4)～(7) [略] 3 [略]	附 則 1 [略] 2 平成22年3月31日までの間における一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第28条の2 第2項各号及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）第23条の2 第2項各号の人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)・(2) [略] (3) <u>府中市及び</u> 名古屋市に属する地域 100分の12 (4)～(7) [略] 3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地域手当に関する規則及び調整手当に関する規則の一部を改正する規則の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。